

興行場営業を始める方に

福山市内で興行場を営業しようとする場合は、興行場法の規定により、福山市保健所長の許可が必要です。興行場法以外の法令による手続を要する場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

関係法令：「建築基準法」、「消防法」、「都市計画法」、「食品衛生法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「景観法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等

1 許可申請

施設の確認検査を営業開始14日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の25日前までに申請してください。確認検査は、構造設備基準等を満たした状態で実施します。営業施設は、「構造設備等の基準」及び「興行場について講ずべき措置の基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

申請手数料（現金） 17,000円

8,000円 ※季節的又は一時的に仮設する場合

【添付書類】

施設の敷地周囲の見取図	周囲おおむね100m以内の状況がわかるもの
図面	◆平面図：観覧室（観覧席・舞台・通路）・便所・食堂・ロビー・売店・座布団等保管設備・清掃用具保管設備を明示すること。 ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの
換気設備の概要及び略図	◆概要：換気能力、換気回数等 ◆略図：外気取入口から給排気口まで
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合 （原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者の押印があること）
登記事項証明書	法人による申請の場合…原本（申請日より3ヶ月以内のもの）は確認後返却します。
消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの…原本は確認後返却します。 （許可申請書の写し等を消防機関へ提出するため、興行場の申請手続き後に消防機関へ消防法令適合通知書交付申請書を提出する）
検査済証又は仮使用認定通知書の写し	建築基準法の規定によるもの…原本は確認後返却します。 （建築物の用途変更における手続きが不要の場合でも、興行場として使用可能な用途であることを確認すること。区域・規模等により確認検査を必要としない場合がある。）
営業を譲り受けたことを証する書類	営業を譲り受けた場合…契約書の写し等

2 公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止

営業者又は興行場の管理者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。（入場者もこのような行為をしてはいけません。）

3 その他

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

- 変更届…申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届出が必要です。

※営業者の変更、施設の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規申請の扱いとなります。

【変更事項／添付書類】

営業者の名称	戸籍抄本等…原本（届出日より3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、代表者の名前	法人による申請の場合、変更履歴がわかる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…原本（届出日より3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
興行場の形態	なし
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証の写し等（建築物の用途変更における手続きが不要の場合でも、興行場として使用可能な用途であることを確認すること。）

- 廃止届・停止届…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届出が必要です。

【添付書類】

営業を廃止した場合	許可指令書
-----------	-------

- 承継届…相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届出が必要です。

【添付書類】

相続の場合	◆戸籍謄本（相続人すべてがわかるもの）又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ◆相続人全員の同意書…相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	◆定款又は寄附行為の写し（原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者の押印があること） ◆登記事項証明書…原本（届出日より3ヶ月以内のもの）

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143

<参考>

広島県興行生活衛生同業組合 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル 082-293-9919
広島県興行生活衛生同業組合福山支部 福山市笠岡町4-4 924-1820